

# 監事監査報告書

令和6年5月25日

学校法人新丸学園

理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 新丸学園

監事 新木 大輔  
監事 三部 知子

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人新丸学園寄付行為第16条の規程に基づき学校法人新丸学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人新丸学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。